

座間市教育委員会 1月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市立市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

イ 座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正について

ウ 座間市教育委員会職員の人事について

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 1 月定例会議事運営要領

日 時	令和3年1月13日(水) 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和3年1月13日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和2年12月15日
会 議 録 署名委員	天野委員 馬場委員
経過報告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	1	座間市立市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	生涯学習課長
2	2	座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正について	教育指導課長
3	3	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	1	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和3年1月13日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席教育委員等氏名
12月15日	火	定例教育委員会	教育長、教育長職務代理人、小井田委員、馬場委員、鈴木委員
12月17日	木	平和講演会	教育長
12月18日	金	市議会第4回定例会 閉会	教育長
12月24日	木	アラバンカ柔術アカデミー 表敬訪問	教育長
12月25日	金	SC相模原 表敬訪問	教育長
12月28日	月	授業づくり研修講座	教育長
1月5日	火	第25回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議	教育長
1月6日	水	音のびっくり箱	教育長
1月7日	木	市長年頭記者会見	教育長
1月7日	木	文化財指定書交付式	教育長
1月7日	木	第26回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議	教育長
1月8日	金	第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
1月8日	金	座間・アートの今展	教育長
1月12日	火	定例校長会議	教育長

議案第1号

座間市立市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

座間市立市民文化会館条例施行規則（平成7年教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年1月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市立市民文化会館の器具の更新に伴い提案するものである。

座間市立市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

座間市立市民文化会館条例施行規則（平成7年座間市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2 器具等使用料の表中

「

DATデッキ	1台	1,010
--------	----	-------

」

を

「

デジタルレコーダー	1台	810
-----------	----	-----

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行前においても、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

座間市立市民文化会館条例施行規則新旧対照表（案）

現行						改正案						
別表第2（第11条関係）						別表第2（第11条関係）						
1 附属設備使用料						1 附属設備使用料						
（表は省略）						（表は省略）						
2 器具等使用料						2 器具等使用料						
施設名	分類	器具等名	単位	1回の使用料	備考	施設名	分類	器具等名	単位	1回の使用料	備考	
大ホール	楽器等	フルコン サートピ アノ	1台	円 10,190	調律料別	大ホール	楽器等	フルコン サートピ アノ	1台	円 10,190	調律料別	
		（スタイ ンウエ イ）						（スタイ ンウエ イ）				
		セミコン サートピ アノ	1台	4,070	調律料別			セミコン サートピ アノ	1台	4,070	調律料別	
			（ヤマ ハ）				（ヤマ ハ）					
			ピアノい す	1脚	100				ピアノい す	1脚	100	
	舞台機構		オーケス トラ迫り	1式	6,110		舞台機構		オーケス トラ迫り	1式	6,110	
			大迫り	1式	3,050				大迫り	1式	3,050	
			小迫り	1式	2,030				小迫り	1式	2,030	
			音響反射 板	1式	10,190				音響反射 板	1式	10,190	
	舞台備品		所作台	1式	10,190		舞台備品		所作台	1式	10,190	
			花道用所 所作台	1式	2,030				花道用所 所作台	1式	2,030	
			平台	1台	200				平台	1台	200	
			足類	1台	50				足類	1台	50	
			松羽目	1式	2,030				松羽目	1式	2,030	

現行				改正案			
竹羽目	1式	2,030		竹羽目	1式	2,030	
金屏風	1双	1,520		金屏風	1双	1,520	
鳥の子屏風	1双	1,520		鳥の子屏風	1双	1,520	
大太鼓	1式	1,010		大太鼓	1式	1,010	
演台	1式	810		演台	1式	810	
司会者台	1台	300		司会者台	1台	300	
机	1脚	200		机	1脚	200	
指揮者台	1台	200		指揮者台	1台	200	
指揮者譜面台	1台	200		指揮者譜面台	1台	200	
演奏者譜面台	1台	100		演奏者譜面台	1台	100	
譜面灯	1灯	100		譜面灯	1灯	100	
コントラバス用いす	1脚	100		コントラバス用いす	1脚	100	
演奏者用いす	1脚	50		演奏者用いす	1脚	50	
めくり台	1台	200		めくり台	1台	200	
地絋り	1枚	1,220		地絋り	1枚	1,220	
紗幕	1枚	1,220		紗幕	1枚	1,220	
紅白幕	1組	610		紅白幕	1組	610	
浅黄幕	1組	610		浅黄幕	1組	610	
定式幕	1式	1,220		定式幕	1式	1,220	

現行					改正案				
	振り竹	1台	200		振り竹	1台	200		
	バレエ用シート	1枚	200		バレエ用シート	1枚	200		
	緋毛仙 (1間×2間)	1枚	200		緋毛仙 (1間×2間)	1枚	200		
	緋毛仙 (1間×10間)	1枚	1,010		緋毛仙 (1間×10間)	1枚	1,010		
	長座布団	1枚	200		長座布団	1枚	200		
	高座用座布団	1枚	200		高座用座布団	1枚	200		
	上敷ゴザ	1枚	200		上敷ゴザ	1枚	200		
	雪カゴ装置	1式	250	雪は除く。	雪カゴ装置	1式	250	雪は除く。	
	つり物バトン	1掛	300		つり物バトン	1掛	300		
照明	フットライト	1列	810		照明	フットライト	1列	810	
	花道フットライト	1列	400			花道フットライト	1列	400	
	ローアホリゾン トライト	1列	1,520			ローアホリゾン トライト	1列	1,520	
	ボーダー ライト	1列	1,010			ボーダー ライト	1列	1,010	
	サスペン ションラ イト	1台	300			サスペン ションラ イト	1台	300	
	アッパー ホリゾン トライト	1列	2,030			アッパー ホリゾン トライト	1列	2,030	
	プロセニ アムサ ペンシ ョ ンライト	1台	300			プロセニ アムサ ペンシ ョ ンライト	1台	300	

現行					改正案					
		フロント サイド スポット	1台	300			フロント サイド スポット	1台	300	
		第1シ リング ライト	1台	300			第1シ リング ライト	1台	300	
		第2シ リング ライト	1台	300			第2シ リング ライト	1台	300	
		コング タート ット	1台	300			コング タート ット	1台	300	
		センタ スポット ライト	1台	2,030			センタ スポット ライト	1台	2,030	
		タワー スポット ライト	1台	300			タワー スポット ライト	1台	300	
		ITO	1式	1,010			ITO	1式	1,010	
		第1シ リング ライト、 第2フロ ントサ イドス ポット 1台2 びー 2列	1式	10,190			第1シ リング ライト、 第2フロ ントサ イドス ポット 1台2 びー 2列	1式	10,190	セット 利用に 限る。
		電動 スポット ライト	1台	1,010			電動 スポット ライト	1台	1,010	
	音響	拡声装置	1式	5,090			拡声装置	1式	5,090	マイク ロホン 3本付
		メデ 再生 アッ デッ	1台	810			メデ 再生 アッ デッ	1台	810	

現行					改正案				
		キ							
		D A T デ ツキ	1台	1,010		デジタル レコーダ ニ	1台	810	
		リバーブ マシーン	1台	1,520		リバーブ マシーン	1台	1,520	
		3点吊マ イク装置	1式	1,010		3点吊マ イク装置	1式	1,010	マイクロホン別
		ダイナミ ックマイ クホン	1本	810		ダイナミ ックマイ クホン	1本	810	
		コンデン サマイク ホン	1本	1,010		コンデン サマイク ホン	1本	1,010	
		ワイヤレ スマイク ホン	1本	1,010		ワイヤレ スマイク ホン	1本	1,010	
		補助ミキ サー	1台	1,010		補助ミキ サー	1台	1,010	
		F B スピ ーカー	1台	510		F B スピ ーカー	1台	510	
小ホール	楽器等	フルコン サートピ アノ (ヤマ ハ)	1台	5,090		フルコン サートピ アノ (ヤマ ハ)	1台	5,090	調律料別
		ピアノい す	1脚	100		ピアノい す	1脚	100	
	映写	35・1 6ミリ兼 用映写機	1式	8,150		35・1 6ミリ兼 用映写機	1式	8,150	スクリーン付
舞台備品	舞台備品	所作台	1式	5,090		所作台	1式	5,090	
		平台	1台	200		平台	1台	200	

現行				改正案			
足類	1台	50		足類	1台	50	
金屏風	1双	1,520		金屏風	1双	1,520	
鳥の子屏風	1双	1,520		鳥の子屏風	1双	1,520	
演台	1式	810		演台	1式	810	
司会者台	1台	300		司会者台	1台	300	
机	1脚	200		机	1脚	200	
指揮者台	1台	200		指揮者台	1台	200	
指揮者譜面台	1台	200		指揮者譜面台	1台	200	
演奏者譜面台	1台	100		演奏者譜面台	1台	100	
譜面灯	1灯	100		譜面灯	1灯	100	
演奏者用いす	1脚	50		演奏者用いす	1脚	50	
めくり台	1台	200		めくり台	1台	200	
地絋り	1枚	710		地絋り	1枚	710	
紗幕	1枚	710		紗幕	1枚	710	
バレエ用シート	1枚	200		バレエ用シート	1枚	200	
緋毛仙	1枚	200		緋毛仙	1枚	200	
長座布団	1枚	200		長座布団	1枚	200	
高座用座布団	1枚	200		高座用座布団	1枚	200	
雪カゴ装置	1式	250	雪は除	雪カゴ装置	1式	250	雪は除

現行					改正案				
				く。					く。
		上敷ゴザ	1枚	200			上敷ゴザ	1枚	200
		つり物バトン	1掛	200			つり物バトン	1掛	200
	照明	ローアホリゾン トライト	1列	710			ローアホリゾン トライト	1列	710
		ボーダー ライト	1列	1,010			ボーダー ライト	1列	1,010
		サスペン ションラ イト	1台	300			サスペン ションラ イト	1台	300
		アッパ ーホリ ゾン トライト	1列	1,420			アッパ ーホリ ゾン トライト	1列	1,420
		ギャラ リース ポット ライト	1台	300			ギャラ リース ポット ライト	1台	300
		センタ ースポ ット ライト	1台	1,520			センタ ースポ ット ライト	1台	1,520
		タワー スポッ ト イト	1台	300			タワー スポッ ト イト	1台	300
	音響	拡声装置	1式	3,050			拡声装置	1式	3,050
		メデイ ア再 生デ ッキ	1台	810			メデイ ア再 生デ ッキ	1台	810
		DATデ ッキ	1台	1,010			デジタル レコー ダ ニ	1台	810
		リバー ブマ シー ン	1台	1,520			リバー ブマ シー ン	1台	1,520
		FBスピ	1	510	移				

現行					改正案					
		一カー	台		動式					
		ダイナミックマイクロホン	1本	810						
		コンデンサマイクロホン	1本	1,010						
		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,010						
(略)					(略)					
		FBスピーカー	1台	510						移動式
		ダイナミックマイクロホン	1本	810						
		コンデンサマイクロホン	1本	1,010						
		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,010						
(略)					(略)					

議案第2号

座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正について

座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正を申し出ることについて議決を求める。

令和3年1月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市学校運営協議会委員の報酬額について規定いたしたく、市長部局に対し別紙のとおり一部改正を申し出るため提案するものである。

座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例（昭和48年座間市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中第67号を第68号とし、第66号の次に次の1号を加える。

(67) 学校運営協議会の委員

第2条第1項中「第66号」を「第67号」に改め、同条第2項中「前条第67号」を「前条第68号」に改める。

第3条第4項中「第1条第67号」を「第1条第68号」に改める。

第4条第2項中「第67号」を「第68号」に改める。

別表に次のように加える。

学校運営協議会の委員	年額	12,000
------------	----	--------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職に属する職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(66) (略)</p> <p><u>(67)</u> (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 前条第1号から第66号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>前条第67号</u>に規定する非常勤の職員の受ける報酬の額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>第1条第67号</u>に規定する非常勤の職員のうち、規則で定める非常勤の職員の報酬は、当月分を翌月の15日までに支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職に属する職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(66) (略)</p> <p><u>(67) 学校運営協議会の委員</u></p> <p><u>(68)</u> (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 前条第1号から第67号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>前条第68号</u>に規定する非常勤の職員の受ける報酬の額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>第1条第68号</u>に規定する非常勤の職員のうち、規則で定める非常勤の職員の報酬は、当月分を翌月の15日までに支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p>

現行	改正案																					
<p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、第1条第1号から第4号までに掲げる者にあつては座間市職員の旅費に関する条例（昭和48年座間市条例第45号。以下「旅費条例」という。）別表の1号の者に相当する額とし、同条第5号から第67号までに掲げる者にあつては旅費条例別表の2号の者に相当する額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、第1条第1号から第4号までに掲げる者にあつては座間市職員の旅費に関する条例（昭和48年座間市条例第45号。以下「旅費条例」という。）別表の1号の者に相当する額とし、同条第5号から第68号までに掲げる者にあつては旅費条例別表の2号の者に相当する額とする。</p> <p>3 （略）</p>																					
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 831 555 909">職名</th> <th colspan="2" data-bbox="560 831 778 909">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="172 916 778 994">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1001 555 1137">農地利用最適化推進委員</td> <td data-bbox="560 1001 639 1137">月 額</td> <td data-bbox="644 1001 778 1137">42, 000</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額		(略)			農地利用最適化推進委員	月 額	42, 000	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 831 1193 909">職名</th> <th colspan="2" data-bbox="1198 831 1417 909">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="815 916 1417 994">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1001 1193 1137">農地利用最適化推進委員</td> <td data-bbox="1198 1001 1278 1137">月 額</td> <td data-bbox="1283 1001 1417 1137">42, 000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1144 1193 1279">学校運営協議会の委員</td> <td data-bbox="1198 1144 1278 1279">年 額</td> <td data-bbox="1283 1144 1417 1279">12, 000</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額		(略)			農地利用最適化推進委員	月 額	42, 000	学校運営協議会の委員	年 額	12, 000
職名	報酬額																					
(略)																						
農地利用最適化推進委員	月 額	42, 000																				
職名	報酬額																					
(略)																						
農地利用最適化推進委員	月 額	42, 000																				
学校運営協議会の委員	年 額	12, 000																				